

物 件 調 書

物件番号		1			
街区番号		50街区12-1			
従前地		西彼杵郡長与町高田郷字釜田2番5			
予定価格		16,089,000円			
土 地	地積(登記)	202.38㎡			
	地目	登記	宅地	現況	宅地(更地)
接面道路状況		南側 町道高田南26号線			
公 法 上 の 規 制	都市計画区域	市街化区域			
	用途区域	第1種中高層住居専用地域			
	建ぺい率	60%			
	容積率	200%			
	防火地域	指定なし(建築基準法第22条区域)			
	景観法	長崎県条例による景観計画区域			
	その他	土地区画整理法第76条第1項に基づく許可が必要			
施 設 整 備 状 況	上水道	引込み 有			
	下水道	引込み 有			
	ガス	引込み 有(集中プロパン)			
	電気	引込み 可			
機 交 関 通	鉄道	JR長崎本線「道ノ尾駅」まで 約1.1km			
	バス	長崎バス「高田越バス停」まで 約700m			
公 共 施 設	小学校	高田小学校 約1.0km			
	中学校	高田中学校 約700m			
	その他	西友道の尾店まで 約1.1km			
その他 特記事項		<p>・本調書と現況が異なる場合は、現況を優先するものとする。</p> <p>・物件は、現状有姿のまま売却をするため、必要な整地、除草等は買受人が行うものとする。</p> <p>・土地区画整理事業施行者により、本物件の係る土地区画整理法第102条の規定による仮清算金、同法第110条第1項の規定による清算金、同法第110条第1項に規定する清算金の額と仮清算金の差額、同法第40条に規定する経費の賦課金、その他土地区画整理事業に係る金員の徴収又は交付を受けることとなった場合に、これら一切の権利義務については、町に帰属するものとする。</p> <p>・隣地との境界については、現地乗入れ口に敷設してある境界表示板のとおりとする</p> <p>・売却地の面積は、現時点での実測面積であり、事業収束時期に実施する確定測量により増減する場合がある。引渡し後の実測により面積が異なる場合も、売上代金の清算は行わない。</p> <p>※物件調書は、物件の概要を把握するための参考資料であるため、現地及び諸規制等については、調査及び確認を行ったうえで、申込みを行うこと。</p>			

物 件 調 書

物件番号		2			
街区番号		50街区12-2			
従前地		西彼杵郡長与町高田郷字釜田2番11			
		西彼杵郡長与町高田郷字釜田8番10			
予定価格		16,609,000円			
土地	地積(登記)	202.79㎡			
	地目	登記	宅地	現況	宅地(更地)
接面道路状況		南側 町道高田南26号線			
公 法 上 の 規 制	都市計画区域	市街化区域			
	用途区域	第1種中高層住居専用地域			
	建ぺい率	60%			
	容積率	200%			
	防火地域	指定なし(建築基準法第22条区域)			
	景観法	長崎県条例による景観計画区域			
	その他	土地区画整理法第76条第1項に基づく許可が必要			
施 設 整 備 状 況	上水道	引込み 有			
	下水道	引込み 有			
	ガス	引込み 有(集中プロパン)			
	電気	引込み 可			
機 交 関 通	鉄道	JR長崎本線「道ノ尾駅」まで 約1.1km			
	バス	長崎バス「高田越バス停」まで 約700m			
公 共 施 設	小学校	高田小学校 約1.0km			
	中学校	高田中学校 約700m			
	その他	西友道の尾店まで 約1.1km			
その他 特記事項		<ul style="list-style-type: none"> ・本調書と現況が異なる場合は、現況を優先するものとする。 ・物件は、現状有姿のまま売却をするため、必要な整地、除草等は買受人が行うものとする。 ・土地区画整理事業施行者により、本物件の係る土地区画整理法第102条の規定による仮清算金、同法第110条第1項の規定による清算金、同法第110条第1項に規定する清算金の額と仮清算金の差額、同法第40条に規定する経費の賦課金、その他土地区画整理事業に係る金員の徴収又は交付を受けることとなった場合に、これら一切の権利義務については、町に帰属するものとする。 ・隣地との境界については、現地乗入れ口に敷設してある境界表示板のとおりとする ・売却地の面積は、現時点での実測面積であり、事業収束時期に実施する確定測量により増減する可能性がある。引渡し後の実測により面積が異なる場合も、売上代金の清算は行わない。 <p>※物件調書は、物件の概要を把握するための参考資料であるため、現地及び諸規制等については、調査及び確認を行ったうえで、申込みを行うこと。</p>			

物 件 調 書

物件番号		3			
街区番号		54街区4			
従前地		西彼杵郡長与町高田郷字高田越2128番4			
		西彼杵郡長与町高田郷字高田越2129番2			
予定価格		18,001,000円			
土地	地積(登記)	221.96㎡			
	地目	登記	宅地	現況	宅地(更地)
接面道路状況		北側 町道高田南26号線			
公 法 上 の 規 制	都市計画区域	市街化区域			
	用途区域	第1種中高層住居専用地域			
	建ぺい率	60%			
	容積率	200%			
	防火地域	指定なし(建築基準法第22条区域)			
	景観法	長崎県条例による景観計画区域			
	その他	土地区画整理法第76条第1項に基づく許可が必要			
施 設 整 備 状 況	上水道	引込み 有			
	下水道	引込み 有			
	ガス	引込み 有(集中プロパン)			
	電気	引込み 可			
機 交 関 通	鉄道	JR長崎本線「道ノ尾駅」まで 約1.1km			
	バス	長崎バス「高田越バス停」まで 約800m			
公 共 施 設	小学校	高田小学校 約1.0km			
	中学校	高田中学校 約800m			
	その他	西友道の尾店まで 約1.2km			
その他 特記事項		<ul style="list-style-type: none"> ・本調書と現況が異なる場合は、現況を優先するものとする。 ・物件は、現状有姿のまま売却をするため、必要な整地、除草等は買受人が行うものとする。 ・土地区画整理事業施行者により、本物件の係る土地区画整理法第102条の規定による仮清算金、同法第110条第1項の規定による清算金、同法第110条第1項に規定する清算金の額と仮清算金の差額、同法第40条に規定する経費の賦課金、その他土地区画整理事業に係る金員の徴収又は交付を受けることとなった場合に、これら一切の権利義務については、町に帰属するものとする。 ・隣地との境界については、現地乗入れ口に敷設してある境界表示板のとおりとする ・売却地の面積は、現時点での実測面積であり、事業収束時期に実施する確定測量により増減する可能性がある。引渡し後の実測により面積が異なる場合も、売上代金の清算は行わない。 <p>※物件調書は、物件の概要を把握するための参考資料であるため、現地及び諸規制等については、調査及び確認を行ったうえで、申込みを行うこと。</p>			